

災害時における一時避難場所に関する協定

災害時における一時避難場所としての使用に関し、寒川町（以下「甲」という。）と宗教法人菅谷神社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町内で大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難場所として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力一時避難場所として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として、周辺住民を受け入れるものとする。ただし、使用施設が被災したときは、この限りでない。

（施設名） 菅谷神社

（所在地） 寒川町岡田4丁目20番39号

（施設使用不能の報告）

第4条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の使用施設を一時避難場所として、開設するよう要請することができる。

（1）大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

（2）その他、著しく地域住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含）で行うものとする。

（使用期間）

第6条 一時避難場所の使用期間は、開設から被害の恐れなどがなくなるまでの間とする。

（一時避難場所の閉鎖）

第7条 一時避難場所を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、あわせて文書にて通知する。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては第3条に定める施設の管理者とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県高座郡寒川町岡田4丁目20番39号
宗教法人 菅谷神社
宮司 利根康教

